

アメリカ（オレゴン州）における医療型司法面接

平成30年4月5日

弁護士 飛田 桂

第1 はじめに

最近、日本でも、「司法面接」という言葉をよく耳にする。しかし、同じ「司法面接」という言葉が、面接手法（以下「プロトコール」という。）の意味で用いられたり、アメリカにおける司法面接制度全体を意味するものとして用いられることがある。さらに、子どものために多機関が連携しようという多機関連携に関する議論だけでなく、事情聴取を録画する議論（可視化）でも、「司法面接」という用語を使って説明されることがあるため、「司法面接」を巡る議論が混とんとした状況にあるように思われる。

現在、司法面接について研究が進み、日本でどのように導入すべきかが議論され始めているが、虐待された子どもの負担を軽減するために、どのような制度を導入すべきかを検討するにあたっては、司法面接の概念を整理した上で、どのような目的で何を導入するのか、導入するには法整備が必要なものなのかを整理しなくてはならない。

そこで、本稿では、司法面接（forensic interview）を全米で初めて行った地とされる、アメリカのオレゴン州マルトノマー郡ポートランドにおける、司法面接や多機関連携の仕組みと実際の運用を紹介することにより、司法面接の概念の整理を行い、日本において導入する際に必要な法整備などについて検討したい。

第2 プロトコールとしての司法面接

1 アメリカにおけるプロトコールとしての司法面接

日本で最もよく語られるのがアメリカにおけるプロトコールとしての「司法面接」である。アメリカにおいては、子どもから話を聞く面接技法について、「司法面接トレーニングプログラム」が多数存在し、そこでは、司法面接における面接方法が、プロトコールとして紹介されている。

1980年代、アメリカでは、と、話しやすい状況を作って（ラポール形成）子どもから十分話を聞けるようにするため、臨床心理士や心理カウンセラーといった心理の専門家が子どもから話を聞くことが多かった。しかし、マクマーティン事件（McMartin Preschool Trial）という最悪の冤罪事件を契機に、そのプロトコールを検討する必要に迫られた。マクマーティン事件では、ロサンゼルス虐待セラピークリニック（children's institute international）で子ども達からの聴き取りが行われたが、その手法が、誘導的であり、また、事実を聴取する手法ではなく、カウンセリングの手法で行われるなど、多くの問題があったため、子ども達が空想として話した内容までが被害の根拠とされてしまった。この事件の反省を基に、子どもからできる限り多くの情報を引き出すとともに、誘導することなく事実を聴き取るプロトコールが検討されるようになった。

1990年、コーナーハウス（Corner House 子ども虐待評価・研修センター）がミネソタ州ミネアポリスにおいて全米で初めてつくったトレーニングプログラム（RATAC）が、その始まりであり、2010年には、コーナーハウスが非営利組織で

ある National District Attorney Association とともに、Finding Words というコースのトレーニングを提供するなどしている。現在、このコースによるプロトコールは、高齢者や精神障がい者など、誘導や暗示の影響を受けやすい人々から話を聞く際にも利用されている。

日本においても、子どもや高齢者、精神障がい者からの話を聞く手法として、こういった聴き取り手法を導入することは非常に有効と考えられる。しかし、これはあくまでも、面接のときに用いる手法や技法であり、どのような制度を導入するかという議論とは全く異なる次元の議論である。

2 ドイツにおける面接手法

プロトコールは同じでも、異なる目的や制度の下で利用されれば、全く異なるものとなる。例えば、同じ「司法面接」のプロトコールを利用しているとしても、捜査を目的として捜査機関が子どもから話を聞くイギリス型と、幅広い利用を目的としたアメリカ型、証拠化を目的として裁判官が聴き取りをするドイツ型では、全く異なる。

そこで、次に、プロトコールが同じでも、アメリカと大きく異なる例として、ドイツにおけるプロトコールについて紹介する。

ドイツのミュンヘン裁判所にある司法面接室は、構造としては、アメリカ型司法面接室とほぼ同じとなっている。裁判所の中にあるものの、非公開の小さな部屋で子どもはソファに座って証言をし、その様子が録画される。バックルームに検察官と警察が待機しているところも同じである。

しかし、ドイツでは、インタビュアーは裁判官であり、さらに、捜査機関とは別のバックルームには被疑者の弁護人、待合室には子どもの付添人が待機しているなどアメリカ型とは違いがある。捜査機関はもちろん、被疑者弁護人も、子どもに対して直接質問をすることもできる。なお、被疑者弁護人には捜査機関の捜査資料が開示されている。

このような制度面の違いがある結果、ドイツでは、司法面接の成果物である録画ビデオは刑事裁判で証拠として用いることもできる。職権主義であるドイツであるからこそできることかもしれないが、子どもが法廷で証言しなくてすむ点では、非常に魅力的な制度である。

3 小括

子どもから虐待の事実をできるだけ開示してもらう一方で冤罪を生まない聴き取りをすることが必要であり、そのためには、司法面接で使われる RATAAC などのプロトコールを日本に導入し、その様子を録画することが重要になる。

また、子どもから開示された内容を刑事事件に使用して子どもが法廷で話すことを防止する、という観点から、ドイツ型は非常に魅力的な制度である。但し、ドイツ型の場合は、当然に事前に誰かが子どもからの開示を受けて、捜査が始まっているものと思われるため、事前の開示は別の者が受けているものと思われる。

第3 司法面接概念の変容

日本で紹介されているアメリカの司法面接に関する文献を読むと、司法面接の主な目的は加害者に対する刑事訴追であり、司法面接の結果は刑事事件において証拠

として利用される、と記載がされていることがある。

しかし、2004年以前と以後では、司法面接のように子どもの法廷外での供述を録取した証拠の取り扱いが異なっているために、司法面接自体の概念が変容していることに注意する必要がある。

2004年、クロフォード対ワシントン判決 (Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004)) によって、伝聞法則の新基準が確立された。同判決では、法廷外での証人の”testimonial”供述は、証言不能でかつ被告人に対する反対尋問権が保障 (“unavailable to testify and the defendant had had a prior opportunity for cross-examination prior opportunity to cross-examine the witness”) されていなければ、修正6条の対質権条項¹の侵害となるとされた。そして、警察での被告人の妻の供述記録 (録音テープ) が伝聞証拠として排除された。

上記判決以降、虐待被害者の子どもについても同様に、原則として法廷で加害者と”face to face”で証言する必要があるとされている。もっともその後、州法の改正がされるなどして子どもの権利と被告人の権利の双方の保障のために、非公開法廷での尋問や CCTV の整備が進んでいる²。

加えて、後述する Half A Nation という全米を巻き込んだ司法面接の均質化のための2010年以降の運動後、州法により異なっていたものが全米において大きな

¹ アメリカ合衆国憲法修正6条及び14条により、起訴された被告人には、証人と対峙する権利が与えられている

² “CCTV AND RECORDING TECHNOLOGY PROGRAM” ABA CENTER ON CHILDREN AND THE LAW
SEPTEMBER 2010

違いがないように均質化されたようである。

従って、上記判決によって刑事事件の証拠としての利用が一定程度制限された2004年以降、また、その後全米での議論の均質化が起きた2010年以降、司法面接の概念が実質的に変容していることに注意する必要がある。

第4 アメリカにおける司法面接について

1 司法面接

アメリカにおける司法面接（forensic interview）とは、多機関連携チーム（multidisciplinary team. 以下 MDT という。）が関与した上で、子ども権利擁護センター（child advocacy center. 以下 CAC という。）において実施される。面接結果は、MDT で共有され、児童保護機関（child protect service、以下 CPS）³は、これに基づき子ども達は迅速に保護する⁴。また、加害者の刑事捜査や児童自身のケアのためにも使われる。司法面接におけるプロトコールは、法廷での尋問のよう

³ CPS は、子どもを保護する機関であり、日本であれば児童相談所に相当するが、児童相談所とは全く異なる位置づけの存在と考えられる。CPS は、子どもを保護するために調査（捜査）を行い、場合によっては裁判所から令状を得て、法執行官（law enforcement）によって、子どもを親権者から取り上げ、州の親権代行（custody）に置くことができる機関であり、原則的に保護者からの同意を得て子どもを保護する機関である日本の児童相談所とは、その性質を大きく異にするように思われるためである。

⁴ Child Welfare Information Gateway, Forensic Interviewing: A Primer for Child Welfare Professionals. <https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/forensicinterviewing.pdf>

に、法的な方式で行われる被害者又は目撃者からの情報の集約方法であることが要求される⁵。

いくつかの専門的な用語があるため、以下詳述する。

2 MDT と司法面接との関係

「MDT」という用語についても、その使用方法に注意が必要である。MDTには、多機関での連携という意味（以下「MDT」という。）と、司法面接を行う具体的なチーム（以下「MDT チーム」という。）という概念が包含されている。MDTの構成員は、法執行・児童保護機関（law enforcement and child protection investigators）、検察官（prosecutors）、児童保護担当の弁護士（child protection attorneys）、被害者の弁護士（victim advocates）、精神医療者（medical and mental health practitioners）といった専門家であるが、必ずしもこれらの者に限られない。司法面接が児童虐待の包括的調査の一つ、などともいわれる⁶のも、このような構成員の構成のためと思われる。

司法面接はMDTによって指名された者によって行われるが、MDT自身が行うものではない。US Department of Justiceの定義によれば、インタビューをする者は、十分に訓練された、中立的な専門家でなければならない⁷。中立性があることは、司

⁵ Child Welfare Information Gateway, Forensic Interviewing: A Primer for Child Welfare Professionals. <https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/forensicinterviewing.pdf>

⁶ Chris Newlin et al, Child Forensic Interviewing: Best Practices <http://www.nationalcac.org/wp-content/uploads/2016/07/Child-Forensic-Interviewing-Best-Practices.pdf>

⁷ *Id.*

法面接の結果を親権制限等の証拠として裁判所に提出し、後述するようなインタビュアーが専門家証人（expert witness）として刑事裁判に出廷するための大前提となる。ポートランドでは、インタビューの専門家が CAC に常駐していた。オレゴン州では、司法面接は「メディカルアセスメント」として規定がされている（ORS 743A.252*8）。

3 面接場所（CAC）

司法面接を行うのは、原則的には、NATIONAL CHILDREN'S ALLIANCE(NCA)によって認められる CAC である*9。CAC は、子どもの権利を守るためのセンターであり、子ども達が、医師、行政警察官（"cops"）、法曹資格者（"District Attorney" 地区法務官¹⁰を含む"Lawyer"）、セラピスト、CPS 調査官、裁判官などに子どもたちがトラウマ的な虐待のエピソードを何度も、また子どもに適さない場所（例えば警察署）で、しかも誤った方法で質問されて、話すことを回避するために作られる組織である。

CAC は、①子どもにとって安心できる良い環境で、子どもに二次的被害（retraumatize）を及ぼさない方法で、子どもに適した質問のできる精通したインタビュアーから話を聞かれること、②その上で、医学的専門家、警察官、メンタルヘルス、地区法務官、検察官、児童相談所、被害者代理人、その他専門家が、そのインタビューに基づいてどのように子どもを助けるかを協議して決定すること、を目的とし

*8 <https://www.oregonlaws.org/ors/743A.252>

*9 CAC について <http://www.nationalchildrensalliance.org/cac-model>

¹⁰ 親権制限を行うが、公判請求権をもたない元検察官に相当する役職。児童相談所の代理人と元検察官の要素を併せ持つ。

ている。②の趣旨は多機関で連携すること、すなわち MDT であるが、これが CAC の核心部分となる。もっとも、MDT は CAC とは別の組織である。「第 5」において後述するが、例えば、私が訪問した「CARES NW」は CAC であり、そこで会った医師は MDT チームの一員である。しかし、他の MDT チームのメンバーは、必ずしも「CARES NW」にいるわけではないし、司法面接に立ち会うわけでもない。

第 5 CAC の視察概要

1 施設概要

CARES NW(Child Abuse Response and Evaluation Service Northwest)^{*11}は、1987 年 9 月 1 日に設立された、オレゴン州ポートランドのエリオットにある Legacy Emanuel Medical Center^{*12}という大病院の一角に位置する。同所には、4 名の虐待専門医がおり、24 時間、交代制で疑わしい子どもの死や虐待がある場合に現場に行き、診察や検死のサポートを行っている。年間 175 件ほど取り扱っている。CARES NW は、医療機関でありながら、ポートランドの全ての医療機関と提携しており、財政的技術的サポートを行っている。CARES NW の収入源は、子どもが加入している保険、ファンド(CAMI^{*13}、PCL (Portland children's levy) や直接の寄付から成っている。

2 視察概要

視察においては、まず、同施設の、インテーク室、診察室、司法面接室、小さな

*11 <http://www.caresnw.org/>

*12 <http://www.legacyhealth.org/locations/hospitals/legacy-emanuel-medical-center.aspx>

*13 Child Abuse Multidisciplinary Intervention <http://www.doj.state.or.us/victims/pages/cami.aspx>

ラボなどを見学した。インテーク室では、年間 3000 件ほどの電話がかかってくる。職員は、それらの電話を、緊急事案か、通常の営業時間の診察か、トリアージし、診察につなげている。診察においては、親権者（CPS に保護された子供は DHS のケースワーカー）とともに来院した子どもが診察を受ける。診察室は、普通の病院にある診察室を似せた作りになっているが、マイクで音を拾っており、子どもと医師の会話が司法面接室のバックルームで聞けるようになっている。コルポスコープがあり、外傷の診察とカメラ撮影による証拠の収集が同時に行われている。司法面接室は、子どもとインタビュアーが入る部屋が二つと、その二つの部屋をマジックミラー越しに見ることができるバックスタッフ用の部屋が一つある。バックルームでは、マジックミラー越しに、子どもとインタビュアーが横並びに座っている様子が見られるため、子どもの表情がはっきりと見られる。また、同所では、簡易検査を同所内で行えるよう、最低限の検査キットが置かれている。さらなる検査は、同じ敷地内の専門医に任せていた。

3 司法面接の流れ

(1) はじめに

司法面接については、基本的には、診察前の情報共有、診察、司法面接、報告書作成の順序の一環として行われる。MDT チームがあることや、司法面接が録画されること、報告書が必ず作成されること、ピアレビューを受けることなどは、司法面接のプロトコールに定まっており、オレゴン州では州法で制定されているとのことだった。説明を受けた順に説明する。

(2) 診察前

司法面接は、親権者からの依頼で受ける。子どもが既に CPS に保護されていれば、CPS の依頼で行う。加害者からの依頼を受けることもあり、分け隔てなく依頼を受けることが中立性のために必要だとのことだった。

集まった情報について、C P S、捜査機関、医師、インタビュアーで共有される。情報は、C P S（D H S から得た情報を含む）、親権者、親類から得た情報となる。内容としては、健康状態や、親権者の離婚など社会的情報、虐待通告までの経緯などがある。ここで共有された情報は、各機関と共有されているため、その後は各機関独自の情報として各機関内で使用することができる。また、この情報は、親権者にも伝えられる。

(3) 診察

診察には、医師とその後予定される司法面接のインタビュアーが同席する。前述したように、診察室内の音声は、司法面接室のバックスタッフ室に流しながら行われる。子どもの全身、陰部の診察においては、異常があってもなくても、全て写真で記録を残す。

司法面接と言えるためには MDT が関わっていることが必要であり、バックスタッフ室には、C P S、捜査機関が在席することが通常である。但し、必ずしも必須要件ではなく、視察において見た司法面接においては捜査機関が不在であった。

診察室にインタビュアーが在席することは、診察から次の司法面接をスムーズに行い、子どもの負担を軽減することができる。例えば、子どもが開示した際の様子

や、開示自体に抵抗がある様子があれば、前者については「さっきの話をもう一度聞かせて」という風に聞くことができ、後者であれば徒に診察室でした質問を重ねるのではなく、違う手法を用いて聞くことができる。

(4) 司法面接

司法面接室には、医師とインタビューアーが子どもを連れて行き、医師が子どもに粘土などの遊び道具を手渡ししながら、隣の部屋に居ると伝えることで、診察室との連続性を保っている。司法面接のプロトコールは、オレゴン州に司法面接の規定があるためそれを使用しつつ、改良を加えたものを使用している。オレゴン州の司法面接自体は、ASPAC^{*14}や NICHHD^{*15}が近いものとなっている。もっとも改良を重ねているため、例えば、日本国内で現在も紹介されている、インタビューアーとバックスタッフが面接中に電話やイヤモニターで内容を確認するような手順はもう使っていないとのことだった。

(5) 報告書

事前情報、診察結果（医師作成）、司法面接結果（インタビューアー作成）は、一つの報告書としてまとめられる。

親権者に許可をもらって、MDT の構成員と共有される。例えば、監護者、医療機関、スーパーバイザー、ケースレビューをする者、C P S、セラピストと共有される。兄弟姉妹を担当する CW が共有することもある。

*14 *The American Professional Society on the Abuse of Children*

*15 *National Institute of Child Health and Human Development*

C P S による事実上の働きかけで親権者が許可を出すことがほとんどだが、親権者が許可を出さない場合には、裁判所からの開示命令によって提出する。

(6) 捜査や刑事裁判、民事裁判への協力

捜査において、現場での虐待の客観的状況や検死官への専門的アドバイスをするため、CARES NW の医師は、常にポケベルを持ち歩いている。（この後視察した Multidisciplinary Child Abuse Center においても、地区法務官が同様に常にペイジャーを持ち歩き、警察官の捜査中にも情報収集や専門的アドバイスをするために現場にかけつけることがあるとのことだった。）

また、裁判への協力も多く、同所では、1日1時間はスタッフの誰かが法廷で過ごしているとのことだった。 Family court（親権について判断する）、juvenile court、criminal court（加害者の刑事責任などについて判断）において証言をするとのことだった。

証言経験のある医師は、裁判所における証拠法則なども十分理解している。例えば、過去に、虐待を示す身体的所見のない子どもについて虐待の有無を証言した医師の証言について、裁判所が陪審員の判断を誤らせるとして証拠能力を否定したケースがあったため、診察において虐待の客観的証拠がなかった場合には、虐待の有無について証言をすることはしないように気を付けるなどしているとのことだった。

4 その後のサポート

(1) 子どもの監護（親権について）

子どもの親権（監護権）については、保護者（保護後はDHSのケースワーカー）が同行しているケースであっても、診察及び面接後に、コミュニティーパートナーやファミリーサポートパートナーとともに、何が子どもにとって安全で良いか、ということを確認する。

保護者と親権者（監護権者）が異なる場合には、その後、親権者（監護権者）と会って、全身系統診察の結果や、司法面接の結果、その他全てを話し、情報を共有する。例外は、親権者（監護権者）が聞きたくないときや、加害者に加担している場合である。

どのような場合に親権者（監護権者）への情報共有をしないかは、病院の顧問弁護士と相談して行う。子どもの最善の利益の観点から、CPSや警察と協力して、決め、場合によっては、親権制限に踏み切り、子どもを保護することがある。

(2) カウンセリング

子どもと、家族へのサポートがメンタルヘルスのカウンセラーからなされる。報告書がカウンセラーにも共有されることで、ここでも他機関連携による連続性が保たれている。子どもがCPSによって家族から離され、里親の下に行くことになっても、子どもがどこに行ったのかということを知りながら非虐待親とコンタクトを取りながらやっていく。始めたときには特定のTF-CBTから始めたが、現在は、AF-CBTも導入している。非虐待親が自分を責める気持ちを改善したり、自分の認識と子どもの思いにずれがあることを理解させたりする手法は功を奏しているとのことだった。

第6 Multidisciplinary Child Abuse Center の施設見学概要

- 1 地区法務官、警察（児童虐待の部署）、児童福祉局の3つの部署と児童福祉局のホットラインセンターが入っている Multidisciplinary Child Abuse Center を見学した。
- 2 この施設では、大きく、ホットラインセンターで受けた電話や通告を仕分けして、
①子どもの安全確保②CAC で診察と面接をする（前出の CARES NW がほとんど行う。）③捜査の検討を行う。
- 3 オレゴン州では、医療関係者、教師、看護師等、検察官を含む弁護士など幅広い通告義務が定められているため、多くの電話がかかってくる。クロスレポーティング制度により、ホットラインセンターへの通告は必ず警察にも回される。逆に、警察が見つけた虐待についても通告義務があるために必ず児童福祉局に回される。ホットラインにきた通告は、すぐに仕分けがされ、対応される。
- 4 児童虐待についての情報がこの施設に集約され、児童の安全性確保についての情報収集や証拠収集と、加害者の刑事事件化のための情報収集と証拠収集が同時に行われており、児童の安全性確保は児童福祉局が地区法務官と連携を取りながら、安全性を確保し、証拠を収集する。
- 5 児童の安全性確保と親権などの問題についてもチームで検討している。児童福祉局、家族支援サービスの部署である警察、地区法務官が、必要な証拠を収集し、一時的な親権を児童福祉局がもつか、保護者がもつかなども相談して検討している。地区法務官は毎日のように裁判所に行くこととなる。

一方で、ホットラインにきた情報のうち、警察がかかわることになったものは、刑

事事件化するための捜査を警察が児童福祉局と常に連携をとりながら行う。逮捕や証拠について、地区法務官に相談を仰ぐこともできる。

- 6 しかし、捜査を担当するのは、公判請求権をもつ検察官であるため、通常刑事を現場に派遣するときには、担当する予定の検察官が現場にかけつけ、証拠収集等を行う。この現場に CARES NW の医師が派遣されることも多く、そうすると医療的観点からも MDT の観点からも検察官や司法解剖医への有効な助言がされる。

第7 総括

日本において、司法面接の制度をどのように導入していくかについては、各国の法制度を理解した上で、日本においてどのような目的で何を導入するかを検討する必要がある。

前述したように、仮に、子どもからの開示をうけやすくすることや子どもに対する誘導的、示唆的質問による冤罪を防止することを目的とするのであれば、捜査機関において、子どもの事情聴取をする捜査官には、司法面接のプロトコルを必須とすることが考えられる。神奈川県警などでは既に、仲真紀子教授が子どもの事情聴取をする警察官に対する研修を行っている。

また、子どもに対する虐待を多機関で連携して行うことにより子どもを虐待から保護するということを目的とするのであれば、アメリカのように子どもの保護をする児相と捜査機関にも保護執行機関にもなる警察と児相の嘱託弁護士が協働して連携することが考えられる。なお、北九州においては既に警察と児相に教育委員会が同じオフィスにいる形態で多機関連携が現実に行われている。

さらには、子どもの証言を証拠化したいということであれば、ドイツ型のように被疑者に弁護人がおり、弁護人に捜査証拠が開示されるよう法改正をし、反対尋問権が行使されるということを前提に、裁判官が裁判所において証拠として保全する方式もあるのかもしれない。

多くの導入方式があると思われるが、いずれにしても各国の法制度や司法面接の位置づけを前提に、子どもの最善の利益を最優先におきながら検討する必要がある。

以上